

○民族共生象徴空間構成施設管理業務規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「本法人」という。)が、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第21条第1号に規定する業務を行うため、法第22条第1項の規定に基づき、民族共生象徴空間構成施設(以下「構成施設」という。)の管理業務(以下「管理業務」という。)の実施の方法その他の必要な事項を定め、もって管理業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(管理業務)

第2条 本法人は、法第20条第1項による指定を受けた指定法人として、法第9条第1項の規定による委託を受けて、次に掲げる構成施設の管理を行う。

- 一 国立民族共生公園
- 二 国立アイヌ民族博物館
- 三 慰霊施設
- 四 前3号に掲げる施設を管理するための施設その他前3号に掲げる施設の効用を全うする施設

(管理業務の実施の方法)

第3条 本法人は、法その他の法令及び法第7条第1項の基本方針に基づき管理業務を行う。

(入場料等の徴収)

第4条 本法人は、法第9条第2項の規定に基づき、次に掲げる入場料その他の料金を徴収し、管理業務に要する費用に充てる。

- 一 国立民族共生公園及び国立アイヌ民族博物館の入場料
- 二 有料体験交流プログラムその他のプログラムの参加料
- 三 国立アイヌ民族博物館における特別展の入場料
- 四 前3号に掲げるもののほか、来場者等の便益向上に資するサービスに係る利用料

(入場料等の額等)

第5条 前条第1号の入場料の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 本法人は、別表第1に定める額に対する減免の措置(年間パスポートの金額の設定を含む。)並びに送客手数料及び入場券等販売代行手数料の負担上限額を、業務細則その他の関連規程(以下「業務細則等」という。)において別に定める。
- 3 前条第2号から第4号までの料金の額は、本法人が業務細則等において別に定める。

(入場料等の公表)

第6条 本法人は、第4条各号の料金の額を定めたときは、これを速やかに公表する。

(公開日時)

第7条 本法人は、構成施設を、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合においては、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）及び年末年始（12月29日から1月3日までの日）を除き、毎日公開する。

2 構成施設の公開の時間は、公開の日における別表第2に定める時間とする。

(公開日時の特例)

第8条 本法人は、年間を通じた繁閑の差等に鑑み、来場者数の増加等に対応するため必要と認められる場合その他の本法人が業務細則等において別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず、構成施設を臨時に公開することができる。

2 本法人は、天災不可抗力その他のやむを得ない理由により閉場を余儀なくされる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成施設を緊急的に閉場することができる。

3 本法人は、第1項の規定に基づき構成施設を臨時に公開する場合においては、その日時をあらかじめ公表する。

(事務所)

第9条 本法人の事務所は、北海道札幌市中央区北1条西7丁目に置く。

(書類の管理)

第10条 本法人は、令第7条第1項の規定に基づき、管理台帳を調製し、適正に管理する。

2 本法人は、前項の管理台帳に、令第7条第1項各号に定める事項を記載するとともに、これらの事項に変更があったときは、同条第2項の規定に基づき、管理台帳をその都度更新し、保存する。

(第三者による施設の使用又は収益)

第11条 本法人は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（令和元年政令第8号。以下「令」という。）第4条の規定に基づき、構成施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、当該施設を第三者に使用させ、又は収益させることができる。この場合において、本法人は、法第9条第2項の規定に基づき、当該第三者から使用又は収益の対価を徴収し、管理業務に要する費用に充てる。

2 前項後段の規定による対価の額は、本法人が業務細則等において別に定める基準に基づき、使用又は収益に係る契約において定める。

3 本法人は、第1項後段の規定にかかわらず、本法人が業務細則等において別に定める場合においては、使用又は収益を無償で行わせることができる。

(区分経理)

第12条 本法人は、法第24条の規定に基づき、管理業務に係る会計帳簿を作成し、管理業務に関する経理と管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理する。

(業務細則)

第13条 本法人は、この規程で定めるもののほか、管理業務の実施に当たって必要な細目について、業務細則等において別に定めることができる。

2 本法人は、第5条第2項及び第3項、第8条第1項、第11条第2項及び第3項並びに前項の業務細則等を定めたときは、速やかに国土交通大臣及び文部科学大臣に提出する。業務細則等を変更したときも、同様とする。

附 則 [令和元年8月29日制定]

この規程は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

【別表第1】

利用者区分	入場料の額
大人（一般）	1 2 0 0 円
大人（団体）	9 6 0 円
高校生（一般）	6 0 0 円
高校生（団体）	4 8 0 円
中学生以下	無料

上記の額には消費税を含む。

「団体」は、20名以上の来場者のグループを指す。

【別表第2】

公開の日	公開の時間
開業日（令和2年4月24日） から令和2年7月19日までの 間及び令和2年9月1日から令 和2年10月31日までの間	土曜日、日曜日及び祝日を除く日 午前9時から午後6時まで 土曜日、日曜日及び祝日 午前9時から午後8時まで
令和2年7月20日から令和2 年8月31日までの間	午前9時から午後8時まで
令和2年11月1日から令和3 年3月31日までの間	午前9時から午後5時まで